



>> どうぞお問い合わせください



住民税の申告をすると 税額が下がる場合があります

本年度から所得税と住民税の税率が変更され、定率減税の廃止や老年者非課税措置の段階的廃止が行われた結果、住民税が増えることはすでに広報でお知らせしたところですが、申告により扶養控除や生命保険料控除などの各種控除が反映されることで税額が減額される方もおります。

「年金収入だけだから」「給与収入だけで額も少ないから」と申告されていない方はおりませんか？

住民税がかかっていて申告をされていない方は、次の各種控除をご確認の上、一度財務課税務係までご相談ください。申告についてわからない方は、電話で相談を受け付けています。なお、年末調整が済んでいる方で、各種控除漏れが無い場合は申告する必要はありません。

各種控除の主なもの

- 生命保険料の控除証明書
- 損害保険料の控除
- 扶養控除（扶養している方の生年月日・続柄）
- 障害者控除（障害者手帳などの写し）
- 医療費控除（病院などの領収書）
- 寡婦、寡夫控除（離婚や死別などの場合）
- 寄付金控除（寄付した証明書など）



申告に必要なもの

- 年金や給与の源泉徴収票
- 印鑑
- 還付がある場合は
振込先の口座番号など

※なお、申告が必要な方は、役場まで来ていただきます。



申告によって住民税が減額された例

70歳以上の夫婦世帯で収入は年金収入のみ。
申告は不要と思ってしていなかったが、住民税の納付書が来たので、税務係に相談した結果、妻の扶養控除と医療費控除、損害保険料控除が漏れており、申告することにより住民税が大幅に減額となった。

☎ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256) ✉ zaimu@town.haboro.hokkaido.jp